

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

平成30年11月14日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係

2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800330号

厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800022号

## 第1 結論

昭和38年6月から平成5年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和14年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年6月から平成5年11月まで

昭和38年4月頃、訪問してきた市職員に国民年金保険料を納付するように言われ、同年6月から夫婦で国民年金に加入し、当初は月100円の国民年金保険料3か月分300円を妻が現金により納付した、その後も3か月ごとに妻が保険料徴収員に現金により納付した。その後、A市では、納付書により国民年金保険料を毎月郵便局で納付したが昭和38年6月以降の国民年金被保険者記録がない。なお、平成5年12月以後の国民年金保険料は納付していないので、調査の上、昭和38年6月から平成5年11月までの期間を国民年金の保険料を納付していた期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B市に居住していた昭和38年4月頃、夫婦二人で一緒に国民年金に加入し、その後、集金に訪れた保険料徴収員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和38年1月頃に払い出されたものと推認されるが、妻の国民年金手帳記号番号は、妻の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和41年1月頃に払い出されたものと推認され、夫婦それぞれの払い出しの時期が異なっている上、B市が作成した国民年金被保険者名簿の年金手帳発行年月日も夫婦それぞれ異なっており、請求者の夫婦二人で一緒に国民年金に加入したとする主張と一致しない。

また、請求者は、請求期間において、B市、A市C区(昭和\*年から一部が分区によりD区)及び同市E区に居住し、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を滞納することなく納付していた旨主張しているが、A市の作成した請求者に係る「国民年金被保険者収滞納一覧表」において、昭和56年4月から平成5年11月までの期間は、国民年金保険料が納付されていないことが確

認できる上、請求者に係るオンライン記録においても当該期間は国民年金保険料の未納期間と記録されており国民年金保険料に関する記録は一致している。

さらに、請求者と一緒に国民年金保険料を納付していたとする妻に係る「国民年金被保険者収滞納一覧表」においても、昭和56年4月から平成5年11月までの期間は、国民年金保険料が納付されていないことが確認できる上、妻のオンライン記録において、当該期間を含む、国民年金被保険者期間の全期間において国民年金保険料を納付した記録はない。

加えて、請求期間は365か月間と長期間であり、請求者が請求期間中にB市、A市C区、同市E区と転居していることを踏まえると、これら複数の行政機関において請求者及びその妻の二人の被保険者の国民年金保険料に係る記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800331号  
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1800021号

## 第1 結論

昭和38年6月から平成5年11月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和13年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和38年6月から平成5年11月まで

昭和38年4月頃、訪問してきた市職員に国民年金保険料を納付するように言われ、同年6月から夫婦で国民年金に加入し、当初は月100円の国民年金保険料3か月分300円を私が現金により納付した、その後も3か月ごとに私が保険料徴収員に現金により納付した。その後、A市では、納付書により国民年金保険料を毎月郵便局で納付したが昭和38年6月以降の国民年金被保険者記録がない。なお、平成5年12月以後の国民年金保険料は納付していないので、調査の上、昭和38年6月から平成5年11月までの期間を国民年金の保険料を納付していた期間として認めてほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、B市に居住していた昭和38年4月頃、夫婦二人で一緒に国民年金に加入し、その後、集金に訪れた保険料徴収員に夫婦二人分の国民年金保険料を納付していた旨主張している。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号は、請求者の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、昭和41年1月頃に払い出されたものと推認されることから、このとき初めて国民年金に加入したと考えられ、請求期間のうち昭和38年6月から同年9月までの期間は時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、請求者は国民年金の加入手続の際、遡って保険料を納付することを希望していない旨回答している。

また、夫の国民年金手帳記号番号は、夫の国民年金手帳記号番号前後の任意加入被保険者の資格取得時期から昭和38年1月頃に払い出されたものと推認され、夫婦それぞれの手帳記号番号の払い出しの時期が異なっている上、B市の作成した国民年金被保険者名簿の年金手帳発行年月日も夫婦それぞれ異なっており、請求者の夫婦二人で一緒に国民年金に加入したとする主張と一致しない。

さらに、請求者は、請求期間において、B市、A市C区（昭和\*年から一部が分区によりD区）及び同市E区に居住し、夫婦二人分の国民年金保険料を欠かさず納付していた旨主張しているが、A市の作成した請求者に係る「国民年金被保険者収滞納一覧表」において、昭和56年4月から平成5年11月までの期間は、国民年金保険料は納付されていないことが確認できる上、請求者に係るオンライン記録においても、当該期間は国民年金保険料未納期間と記録されており、国民年金保険料に関する記録は一致している。

加えて、請求者と一緒に国民年金保険料を納付していたとする夫に係る「国民年金被保険者収滞納一覧表」においても、昭和56年4月から平成5年11月までの期間は、国民年金保険料が納付されていないことが確認できる上、夫のオンライン記録において、請求期間に国民年金保険料を納付した記録はない。

また、請求期間は365か月間と長期間であり、請求者が請求期間中にB市、A市C区、同市E区と転居していることを踏まえると、これら複数の行政機関において請求者及びその夫の二人の被保険者の国民年金保険料に係る記録管理を続けて誤ったとは考え難い。

そのほか、社会保険オンラインシステムによる氏名検索により調査したが、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない上、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者が請求期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。